



金 沢 市 公 報

号外第13号の5

平成28年(2016年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		
●規 則		○金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則の一部を改正する規則 (")	8
○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課)	1	○金沢市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (市営住宅課)	9
○金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (地域保健課)	5	○金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	11
○金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (")	6	○金沢市危険物規制規則等の一部を改正する規則 (予 防 課)	11
○金沢市理容師法施行細則及び金沢市美容師法施行細則の一部を改正する規則 (衛生指導課)	7	○金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	24
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (市民協働推進課)	8	○金沢市消防団員服制の一部を改正する規則 (")	24
○金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (景観政策課)	8	○市長事務の一部を金沢市教育委員会に委任する規則及び金沢市キゴ山ふれあいの里条例施行規則を廃止する規則 (総 務 課)	25

規 則

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第37号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第8号中

「不服の申立て及び訴えの提起

この認定について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、認定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この認定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②認定、認定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも認定の取消しの訴えを提起することができます。」

「審査請求及び訴えの提起

1 この認定について不服がある場合は、この認定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この認定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの認定（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第9号中

「不服の申立て及び訴えの提起

この決定について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。」

「審査請求及び訴えの提起

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第11号中

「不服の申立て及び訴えの提起

この認定について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、認定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この認定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②認定、認定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも認定の取消しの訴えを提起することができます。」

「審査請求及び訴えの提起

1 この認定について不服がある場合は、この認定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この認定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの認定（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第12号中

「不服の申立て及び訴えの提起

この決定について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。」

「審査請求及び訴えの提起

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

に

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第23号の10中

「	看護小規模多機能型居宅介護			を
	看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護			に

改める。

様式第26号中「あて先」を「宛先」に、

「不服の申立て及び訴えの提起

この通知に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

を

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。」

「審査請求及び訴えの提起

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

に

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第27号(裏)、様式第30号及び様式第31号中

「不服の申立て及び訴えの提起

この通知に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

「審査請求及び訴えの提起

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第38号

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則(平成9年規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表地域保健課の項中「医事係 感染症対策係 食育推進係」を「食育推進医事係 感染症対策係」に改める。

第4条第1項の表中

医事係	1 医事に関する事項 2 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
-----	-------------------------------------

食育推進医事係	1 食育施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 2 専門的な栄養指導等に関する事項 3 医事に関する事項 4 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
---------	---

改め、同表食育推進係の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第39号

金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出は感染症発生届（動物）（様式第3号）に、同条第2項」を「第13条第2項」に、「所有動物に係る感染症発生届（様式第3号の2）」を「、所有動物に係る感染症発生届（様式第3号）」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号及び様式第2号 削除

様式第3号を削り、様式第3号の2中「あて先」を「宛先」に改め、「、占有者」を削り、

「住 所

氏 名 [㊟] を

（届出者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名
する場合は、押印を省略できます。）

「住 所

氏 名（自署又は記名押印） に、「第13条」を

電話番号

「第13条第2項

第13条第5項において準用する同条第2項」に改め、「、法人にあっては、」の次に「当該法人の」を加え、同様式

を様式第3号とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「氏名 [㊟]」を「氏名（自署又は記名押印）」に、

法第18条第2項の対象者でなく なった者の氏名及び住所	氏名 住所	を
--------------------------------	----------	---

法第18条第2項の対象 者でなくなった者	氏 名 住 所	に、
-------------------------	------------	----

「3 申請者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略できます。」を

「3 申請者の住所及び氏名の欄には、法人が患者の保護者である場合にあっては、当該法人の主たる事務所の
所在地及び名称を記入してください。」に

改める。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に、「氏名 [㊟]」を

「氏名（自署又は記名押印）」に、

死 亡 者 氏 名 ・ 住 所		を
死 亡 年 月 日 時		

死 亡 者	氏 名 住 所	に、
死 亡 年 月 日 時		

「(注) 申請者本人(法人にあっては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略できます。」を
 「(注) 申請者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者
 の氏名を記入してください。」に

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市理容師法施行細則及び金沢市美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第40号

金沢市理容師法施行細則及び金沢市美容師法施行細則の一部を改正する規則

(金沢市理容師法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市理容師法施行細則(昭和40年規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

構 造 設 備 概 要			を
開 設 予 定 年 月 日			
上 記 以 外 の 従 業 者 の 氏 名			に
構 造 設 備 概 要			
開 設 予 定 年 月 日			
同 一 の 場 所 で 開 設 す る 美 容 所 が あ る 場 合	名 称	開設予定の場合は、その年月日	
	(美容所開設検査確認証の番号) 美 第 号		

改め、同様式の備考第2項第3号中「(昭和42年法律第81号)」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に
 次の1号を加える。

(3) 管理理容師を置く場合にあっては、その資格を証する書類

様式第2号中「あて先」を「宛先」に、

「2 理容師を新たに使用する場合にあっては、その理容師についての理容師法施行規則第20条に規定する医
 師の診断書」を

「2 理容師を新たに使用する場合にあっては、その理容師についての理容師法施行規則第20条に規定する医
 師の診断書」に

3 管理理容師の設置又は変更の場合にあっては、その資格を証する書類」

改める。

(金沢市美容師法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市美容師法施行細則(昭和40年規則第27号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

構 造 設 備 概 要			を
開 設 予 定 年 月 日			
上 記 以 外 の 従 業 者 の 氏 名			に
構 造 設 備 概 要			
開 設 予 定 年 月 日			
同 一 の 場 所 で 開 設 す る 理 容 所 が あ る 場 合	名 称	開設予定の場合は、その年月日	
	(理容所開設検査確認証の番号) 理 第 号		

改め、同様式の備考第2項第3号中「(昭和42年法律第81号)」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 管理美容師を置く場合にあつては、その資格を証する書類
様式第2号中「あて先」を「宛先」に、
「2 美容師を新たに使用する場合にあつては、その美容師についての美容師法施行規則第20条に規定する医師の診断書」を
「2 美容師を新たに使用する場合にあつては、その美容師についての美容師法施行規則第20条に規定する医師の診断書」に
3 管理美容師の設置又は変更の場合にあつては、その資格を証する書類」
改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の金沢市美容師法施行細則様式第1号及び様式第2号並びに第2条の規定による改正前の金沢市美容師法施行細則様式第1号及び様式第2号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第41号

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則(平成12年規則第95号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表中「第2条第1項第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に改める。

(金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則(平成12年規則第97号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号中「第2条第1項第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第42号

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(平成25年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号を次のように改める。

- (3) 独立行政法人労働者健康安全機構

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

●金沢市規則第43号

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則の一部を改正する規則

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則（平成21年規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「並びに電気事業法」を「及び電気事業法」に、「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、「及び同項第12号に規定する卸供給事業者」を削る。

様式第14号の4の備考を次のように改める。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第14号の5の備考を次のように改める。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第44号

金沢市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市営住宅施行規則（平成9年規則第74号）の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第7条、第9条、第11条関係)

(表)

請 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

入居の決定を受けた市営住宅の使用については、金沢市営住宅条例、金沢市営住宅条例施行規則及び裏面記載の事項を遵守するとともに、市の指示に従います。

なお、入居者が家賃等を滞納し、又はこれらの規定等に違反したときは、連帯保証人において連帯の責めを負います。

入居年月日	年 月 日
-------	-------

入 居 者	フリガナ 氏 名				生 年 月 日
					年 月 日
	住 所	電話番号			
	勤 務 先	電話番号			
同 居 者	フリガナ 氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先	
			年 月 日	電話番号	
			年 月 日	電話番号	
			年 月 日	電話番号	
			年 月 日	電話番号	
			年 月 日	電話番号	
			年 月 日	電話番号	

入居の決定を受けた市営住宅

住宅の所在地					
住宅名及び棟番号				建設年度	
構造規格		間取り		1戸当たり 床面積	
入居時の家賃	月額	円	敷	金	円

(裏)

連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名	⑩	電話番号
	住 所		
	入居者との 続 柄		
	勤 務 先		電話番号
連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名	⑩	電話番号
	住 所		
	入居者との 続 柄		
	勤 務 先		電話番号

この欄には、入居者が遵守する事項を記入すること。

備考 連帯保証人の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）及び所得証明書（前年分の所得を証明するもの）を添付してください。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第45号

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第6条の表常時介護を要する状態の項中「104,570円」を「104,950円」に、「56,790円」を「57,030円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,290円」を「52,480円」に、「28,400円」を「28,520円」に改める。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の規定は、平成28年4月1日以後の介護を受けている期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の介護を受けていた期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

金沢市危険物規制規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第46号

金沢市危険物規制規則等の一部を改正する規則

（金沢市危険物規制規則の一部改正）

第1条 金沢市危険物規制規則（昭和58年規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「この処分不服がある場合は、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第4号、様式第5号、様式第7号及び様式第9号中

「この処分不服がある場合は、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

（金沢市森林等の火入れに関する条例施行規則の一部改正）

第2条 金沢市森林等の火入れに関する条例施行規則（昭和59年規則第46号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第2条関係)

金沢市指令収 第 号
年 月 日

火 入 れ 不 許 可 通 知 書

住 所
氏 名

様

金沢市長 印

年 月 日付で申請のあった における火入れについては、次の理由により不許可としたので通知します。

理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年規則第38号)の一部を次のように改正する。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第4条関係)

	達 第 号	
	年 月 日	
浄化槽保守点検業者登録抹消通知書		
住 所		
氏 名	様	
		金沢市長 印
<p>浄化槽保守点検業者の登録を抹消したので、金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。</p>		
登録を抹消した 浄化槽保守点検業者	住 所 氏 名	
登 録 抹 消 年 月 日		年 月 日
登 録 抹 消 の 理 由		
<p>備考</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		

(浄化槽法施行細則の一部改正)

第4条 浄化槽法施行細則(昭和60年規則第39号)の一部を次のように改正する。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第7条関係)

	金沢市指令収 第 号 年 月 日
許 可 証	
住 所 氏 名	金沢市長 印
年 月 日付で申請のあった浄化槽清掃業の営業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、次のとおり許可します。	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
事 務 所 の 所 在 地 及 び 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	
処 理 料 金	
営 業 許 可 期 間	
条 件	
備考	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

(金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部改正)

第5条 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第10号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合

には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第11号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第15号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、
金 沢 市 長
石川県知事
に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則の一部改正)

第6条 金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則(平成7年規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「(注)

(不認定の場合)

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

「備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第3号中「㊟」を「㊤」に、

「（注） この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。」

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

（金沢市外国人障害者福祉手当支給規則の一部改正）

第7条 金沢市外国人障害者福祉手当支給規則（平成8年規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「（注）

（不認定の場合）

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。」

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第3号中

「(注) この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。」

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

（金沢市児童福祉法施行細則の一部改正）

第8条 金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「教示

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。」

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第6号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第11号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第16号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第17号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（金沢市身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第9条 金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中

「教示

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

（金沢市知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第10条 金沢市知的障害者福祉法施行細則（平成8年規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「第15条の4又は第16条第1項」を「第15条の4
第16条第1項」に、

「教示

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第3号中

「教示

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

（金沢市老人福祉法施行細則の一部改正）

第11条 金沢市老人福祉法施行細則（平成8年規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中

「(注) この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「備考

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

(金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(平成17年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第15条中「規定」を「規定に」に改める。

様式第8号中

「この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「備考

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

(金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則(平成22年規則第40号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「不適合通知証」を「不適合通知書」に、「第19条第1項」を「第19条」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正）

第14条 金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成24年規則第52号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第6号中

「この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第47号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則（平成3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1金沢市第一消防団の表新塲分団の項中「片町1丁目（長町分団の区域を除く。）」を「」に改め、同金沢市第一消防団の表長町分団の項中「片町1丁目（新塲分団の区域を除く。）」を「片町1丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市消防団員服制の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第48号

金沢市消防団員服制の一部を改正する規則

金沢市消防団員服制（昭和25年規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表夏帽の項中

夏帽	色	男性	灰色	を
		女性	濃紺色	

夏帽	色	濃紺色	に、
----	---	-----	----

「灰色と」を「濃紺色と」に、「灰色又は」を「濃紺色又は」に改め、「留める」の次に「天井の両側にはと目を付け、通風口とする」を加え、同表夏上衣の項中「夏帽と同様とする。」及び「灰色」を「淡青色」に改め、同表靴の項中「踏抜き防止板」を「踏み抜き防止板」に改め、「。）」の次に「救助用は黒の編上式半長靴（踏み抜き防止板を挿入し、爪先には先芯を装着する。）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

市長事務の一部を金沢市教育委員会に委任する規則及び金沢市キゴ山ふれあいの里条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第49号

市長事務の一部を金沢市教育委員会に委任する規則及び金沢市キゴ山ふれあいの里条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 市長事務の一部を金沢市教育委員会に委任する規則（昭和53年規則第35号）
- (2) 金沢市キゴ山ふれあいの里条例施行規則（昭和63年規則第1号）

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年(2016年)3月31日 印刷
平成28年(2016年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄